これからも安心して住み続けられる　ぬくもりのあるまちづくり

伊奈町

伊奈町 上下水道課
担 当 田口、関根
TEL　048-721-5555
E-mail suidou@town.saitama-ina.lg.jp

≪報道発表資料≫

令和　8　年　11　月　12　日

発表タイトル

水道事業会計における消費税および地方消費税の申告誤りについて

1 概要

水道事業会計における消費税および地方消費税（以下、「消費税」という）の申告について、算出方法に誤りがあったため、修正申告および追加納付を行いました。

2 経過

令和８年６月30日、令和７年度決算分について、上尾税務署に消費税の確定申告を行いました。

令和８年９月28日、上尾税務署から令和７年度決算の申告内容について算出方法を確認したい旨の連絡がありました。

その後、上尾税務署と詳細について確認を行い、令和８年１１月２日に申告内容が誤りであったことが判明しました。同様に、令和４～６年度分の申告も誤りがあることが判明しました。

改めて、令和８年１１月１２日に修正申告を行うとともに、不足額を追加納付いたしました。

また、今回の修正申告により延滞税が発生したことから、後日延滞税についても納付を行います。

【追加納付額合計（延滞税含）】　18,205,221円

内訳	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
追加納付額	4,859,400円	3,787,200円	2,698,400円	5,731,921円
延滞税	372,000円	289,000円	210,200円	257,100円

3 申告誤りの内容

消費税納税額は、水道料金等の「課税売上に係る消費税」から営業費用等の「課税仕入れ等に係る消費税」を控除することにより算出されますが、不課税である補助金等の特定収入割合が５％を超えると調整計算が必要となり、特定収入により賄われる課税仕入れ等に係る消費税額に相当する金額を控除対象から除外することとなります。

今回、令和４～７年度決算分について、特定収入割合が５％を超えており調整計算を実施しておりましたが、一部の特定収入を調整計算の対象外としていたため、納税額（還付額）に誤りがあったものです。

4 再発防止策

今回の申告誤りを厳粛に受け止め、チェック体制の強化、事務処理の見直しを図ってまいります。また、今後このような事がないよう職員の消費税等に関する理解を深め、再発防止に努めてまいります。

〒３６２－０８０６
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室５０４８番地
電話 ： ０４８－７２１－５５５５
FAX ： ０４８－７２１－５５５６
URL ： https://www.town.saitama-ina.lg.jp/

ROSE TOWN INA
バラのまち
伊奈町